

令和5年度 市民税・都民税

特別徴収のしおり

しおりの内容

1. 特別徴収税額の納入について(1～2ページ)
2. 特別徴収のあらまし(3ページ)
3. 特別徴収の取扱いについて(4～5ページ)
4. 指定通知書(6ページ)
5. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書用紙(7ページ～)

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
市民税・都民税特別徴収への切替申請書
特別徴収義務者の住所・名称変更届出書
退職所得に係る市民税・都民税納入申告書

(1)市のホームページからもダウンロード
できます。

(2)eLTAXで電子申告ができます。

武蔵村山市役所

〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話 (042)565-1111(代表)

内線 123～125 課税課市民税係(税額内容など)

内線 194～196 収 納 課(納付方法など)

特別徴収税額の納入について

●令和5年度 特別徴収税額の納期限

徴収月	納期限
令和5年 6月分	令和5年 7月10日(月)
7月分	8月10日(木)
8月分	9月11日(月)
9月分	10月10日(火)
10月分	11月10日(金)
11月分	12月11日(月)
12月分	令和6年 1月10日(水)
令和6年 1月分	2月12日(月)
2月分	3月11日(月)
3月分	4月10日(水)
4月分	5月10日(金)
5月分	6月10日(月)

●納入場所について(取扱金融機関)

みずほ銀行 りそな銀行 きらぼし銀行
埼玉りそな銀行 山梨中央銀行 中央労働金庫
飯能信用金庫 西武信用金庫 青梅信用金庫
多摩信用金庫 大東京信用金庫
東京みどり農業協同組合
東京都信用農業協同組合連合会及び東京都内の農業協同組合
ゆうちょ銀行・郵便局(新規の支払いの際、納入書とともにしおりに
綴じ込みの「指定通知書」を提出してください。)
武蔵村山市役所 武蔵村山市役所緑が丘出張所

(※)三井住友銀行及び三菱UFJ銀行については、窓口で納付書
を使用して納入する際、別途手数料がかかるようになりました。
詳しくは各金融機関に御確認ください。

●電子納付について

地方税共通納税システムを利用した電子納付も可能です。
詳細については、共通納税のホームページ
(<http://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>)を御覧ください。

eLTAX 共通納税

検索

●納入書の送付について

年度当初の税額通知書に1年分の納入書をまとめてお送りしています。ただし、納入書不要のお申し出をいただいた事業所及び電子納税をしている事業所にはお送りしておりません。

納入金額に変更が生じた場合でも、変更後の納入書はお送りしておりません。

●納入書の送付について

当市では、納入書の光学式文字読取装置(OCR)による収納消込処理を行っておりますので、納入金額に変更が生じた場合は、下記の例のとおり金額を訂正して納入してください。

東京都 武蔵村山市 個人市民税 個人都民税 納入済通知書										81
市区町村コード			振替口座番号				加入者名			
1 3 2 2 3 3			00100-5-960081				武蔵村山市会計管理者			
納入金額(1) 円										納入済通知書の納入金額欄に☒印字は記入しないでください。
12,300										
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納		給与分 (一括収 入を含む)		億 千 百 十 万 千 百 十 円		1 0 0 0 0		
退職所得分		延滞金								
納期限		2		合計額		1 0 0 0 0				
取りまとめ店 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター (〒330-9794)										納
額 取 日 付 印		(特別徴収義務者)〒 住 所 又は 所在地								
		氏 名 又は 名 称								

税額に変更のあった場合の記入方法

①納入金額(1)の欄に印字されている税額を2本線で抹消

②納入金額(2)の欄に変更された税額を記入してください。

(合計額も忘れずに記入をお願いします。)

注意事項

①用紙を折り曲げたり、汚したりしないでください。

②黒のボールペンで記入してください。

③納入金額欄に☒マークは記入しないでください。

④数字は所定の枠からはみ出さないように記入してください。

特別徴収のあらまし

1. 市民税・都民税の特別徴収とは

納税者の便宜を図るため、納税者に給与を支払う際、市から通知のあった市民税・都民税を徴収し、その徴収した税金を市に納めていただくことをいいます。徴収していただく税金の額は、納税者が1年間に納付しなければならない市民税・都民税を6月から翌年5月までの12か月間に分けたもので、特別徴収義務者がこの月割額を徴収・納入することにより、当市へ納付したのと同じ効力が生じますので、納税を容易にできる方法です。

2. 特別徴収義務者とは

地方税法第41条及び第321条の4並びに武蔵村山市税賦課徴収条例第40条の規定により指定された者をいいます。

特別徴収義務者は、「市民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載の税額を徴収し、徴収した税額を翌月の10日までに納入する義務を負います。10日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、翌日又は翌々日になります。

3. 特別徴収により市民税・都民税を徴収される者とは

次の要件をすべて満たしている者をいいます。

- (1) 令和5年1月1日現在武蔵村山市内に居住していること。
- (2) 令和4年中に給与の支払いを受けていること。
- (3) 令和5年4月1日現在給与の支払いを受けていること。

4. 納税義務のない者とは

令和5年1月1日現在次のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者。
- (2) 障害者・未成年者（※）・寡婦又はひとり親で令和4年中の所得が135万円以下（給与所得のみの場合は支払金額が204万4千円未満）である者。
- (3) 均等割のみを課すべき者のうち、令和3年中の所得が武蔵村山市税賦課徴収条例で定める金額以下である者。

※ 民法の改正により、18歳未満の方(平成17年1月3日以降出生者)が未成年者となります。

5. 納期の特例について

特別徴収義務者のうち給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合で市長の承認を受けたときは、特別徴収税額を次の2回に分けて納入することができます。

- ・6月から11月までの特別徴収税額 12月10日まで
- ・12月から5月までの特別徴収税額 6月10日まで

この特例を受けるためには、申請が必要です。詳しくは、市役所課税課市民税係までお問合せください。

特別徴収の取扱いについて

1. 税額通知書について

「市民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書」は、「特別徴収義務者用」と「納税義務者用」の2種類あります。

「納税義務者用」は、必ず納税義務者にお渡しください。納税義務者が既に退職・転勤等でお渡しいただけない場合には、「給与所得者異動届出書」とともに返送してください。

2. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を変更する必要がある場合は、「市民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を送付します。変更月以降の月割額は、その通知書の税額により徴収してください。「納税義務者用」となっている通知書は、納税義務者にお渡しください。

なお、新たな納入書は送付いたしませんので、お手元の納入書の金額を訂正して納入してください。

3. 所在地・名称等に変更が生じた場合

速やかに「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」に変更事項を記入し、提出してください。

なお、名称等を変更した納入書は送付いたしませんので、お手元の納入書をそのまま御利用ください。

4. 納税者が退職・休職・長欠等された場合

速やかに「給与所得者異動届出書」に該当者等必要事項を記入の上、提出してください。

なお、この提出が遅れた場合、退職された方が一度に多額の税金を納めなければならないことがあり、負担が大きくなる可能性があります。また、特別徴収義務者は、税金を滞納しているとみなされ、督促を受けることがあります。

退職等された方に未徴収税額があるときは、

(1) 退職等の日が令和5年12月31日までのときは、本人の申出により一括徴収することができます。

(2) 退職等の日が令和6年1月1日から同年4月30日までのときは、本人の申出がなくとも一括徴収しなければなりません。なお、5月31日までに支払われる給与若しくは退職金等が未徴収税額より少ない場合は、普通徴収に切替えることができます。

(3) 退職後出国される従業員がいる場合は、納付手続等が困難となるため、未徴収税額を一括徴収していただくか、納税管理人の届出をいただくようお願いいたします。

5. 納税者が転勤等し、新たな勤務先で特別徴収を継続する場合

「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、新しい勤務先を経由して市役所まで送付してください。

納税者の個人番号は新しい勤務先が記入してください。

6. 新たに特別徴収を行う場合

普通徴収だった方を特別徴収に切替をする場合、「市民税・都民税特別徴収への切替申請書」に必要事項を記入の上、二重納付防止のため本人宛に送付された納付書兼納入済通知書を必ず同封し、送付してください。

ただし、普通徴収の各納期限が過ぎたものは、特別徴収への切替はできません。

7. 退職所得にかかる所得割額の取扱いについて

(1) 徴収

特別徴収義務者は、退職手当等の支払の際税額を計算し、徴収してください。

(2) 納入

徴収した税額は、翌月 10 日までに、退職した年の 1 月 1 日現在の住所地の市町村へ納入してください。武蔵村山市へ納入する場合は、領収証書、納入書及び納入済通知書の「退職所得分」欄にその税額を記入し、「給与分」欄の税額との合計額を「合計額」欄に記入してください。この際、「納入済通知書」裏面の「納入申告書」に該当者の氏名や勤続年数等を記入していただくか、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出をお願いします。

なお、納入書が必要な場合は、課税課市民税担当まで御請求ください。

年 月 日

ゆうちょ銀行 (支)店長 殿
郵便局長 殿

武蔵村山市長

指 定 通 知 書

貴局を地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定に基づいて
武蔵村山市市民税・都民税（特別徴収税額）の取扱店・
局に指定しましたので通知します。

認可又は承認番号 事業2第1935号
口座番号 00100-5-960081
加入者の名称 東京都武蔵村山市会計管理者
取りまとめ店 東京貯金事務センター

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、左の「指定通知書」に提出日を記載の上、当初に納入される際に提出してください。

なお、前年度の指定郵便局は、本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

(X)切り離してください

給与支払報告
特別徴収
に係る給与所得者異動届出用紙

1. この届出書は異動が生じた日の属する月の翌月10日までに提出してください。
2. 退職により異動が生じた場合は、未徴収税額をなるべく一括徴収してください。
なお、1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられていますので、必ず一括徴収して下さるようお願いいたします。
(地方税法第321条の5 第2項)

※平成29年1月1日以降に提出する異動届出書から、給与所得者の個人番号、及び特別徴収義務者の法人番号(個人事業主の場合は個人事業主の個人番号)の記載が必要となっております。

様式については、武蔵村山市のホームページにも掲載しております。

記載例

太線の中を記入してください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

給与 所得者	フリガナ 氏名	③給与所得者 異動対象者の氏名・生年月日・マイナンバー・住所を記載する。			異動 年月日	異動 事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	生年月日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)			
	個人番号	120,000	6 月から 1 月まで	2 月から 5 月まで			
	受給者番号 (整理番号)		80,000	40,000			
1月1日 現在の住所	フリガナ 氏名			5 年 1 月 31 日	2 右から 番号を 記入	1 右から 番号を 記入	
異動後の 住所	フリガナ				1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 事由・理由	1 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

①特別徴収義務者

特別徴収義務者の所在地・名称・法人番号を記載する。

②担当者連絡先

異動届出書を作成した方の連絡先を必ず記載する。

③給与所得者

異動対象者の氏名・生年月日・マイナンバー・住所を記載する。

⑥特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	0123456	法人番号	0 0 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8	新しい勤務先へは、月割額10,000円を 2 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地	〒0000-0000 東京都武蔵村山市本町12-234-45	所属 氏名 連絡	武蔵村山市 武蔵 太郎	受給者 番号
フリガナ	ムサシムラヤマシ	担当者 氏名 電話	042-000-0000 内線(0000)	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
氏名又は名称	武蔵村山市			2 右から 番号を 記入

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限) で 円 納入します。
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
----	--	---------

特別徴収継続の場合

④徴収税額

(ア) 特別徴収税額(年税額)
特別徴収税額通知書に記載のある異動者の年税額を記載する。
(イ) 徴収済月及び徴収済額
前勤務先で、異動者の税額を何月分まで特別徴収するか記載し、合計額を記載する。
(ウ) 未徴収月及び未徴収税額
何月分から新勤務先での徴収に切替を行うかを記載し、(ア)から(イ)を減じた金額を記載する。

記載例の場合

(ア)年税額120,000円(月割額10,000円)のうち、(イ)6月から1月までの8カ月分(80,000円)を特別徴収しているため、(ウ)未徴収月は2月から5月分までの4カ月分(40,000円)となります。

⑤異動日・異動事由等

異動年月日
転勤日等の異動年月日を記載する。
異動の事由
事由に該当する数字を枠内に記載する。また、「7.その他」を選択する場合は、必ず事由・理由欄に切替を行う具体的な理由を記載する。
未徴収税額の徴収方法
④徴収税額の(ウ)未徴収税額の徴収方法について該当する番号を記載する。

記載例の場合

令和5年1月31日付で新勤務先に転属し、未徴収税額の徴収方法を特別徴収継続として切替を行うため、異動の事由が「2.転勤」、異動後の未徴収税額の徴収方法が「1.特別徴収継続」となります。

⑥特別徴収継続の場合

新しい勤務先の所在地・名称・法人番号・担当者連絡先を記載する。
新しい勤務先で、何月分から特別徴収を開始するか記載し、納付書の要否を記載する。
なお、月割額が不明な場合は、空欄で御提出いただいても問題ありません。また、事前に月割額の連絡が必要な場合は、その旨を余白に記載して御提出ください。

記載例の場合

新勤務先【武蔵村山市】で2月から継続して特別徴収を行う記載となります。

3 2 1
1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、本人から一括徴収の申出がなくとも、一括徴収することが義務付けられています。
2. 一括徴収の場合
欄中の「徴収予定月日」には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
1. 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1.特別徴収の継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

記載例

太線の中を記入してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

3 2 1	武蔵村山市 長 殿	給与支払者 特別徴収	所在地 フリガナ	①特別徴収義務者 特別徴収義務者の所在地・名称・法人番号を記載する。	特別徴収義務者 指定番号	②担当者連絡先 異動届出書を作成した方の連絡先を必ず記載する。	所属 氏名	連担当 者先 電話
	令和 年 月 日 提出		氏名又は名称		宛名番号			
			個人番号 又は法人番号					
給 与 所 得 者	フリガナ	③給与所得者 異動対象者の氏名・生年月日・マイナンバー・住所を記載する。	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
氏 名	6 月から 2 月 まで		5 年 1 月 31 日	1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
生年月日 個人番号 受給者番号 (整理番号) 1月1日 現在の住所 異動後の 住所	120,000		80,000	40,000	1 右から 番号を 記入	2 右から 番号を 記入		

給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収の継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定日」には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。「3. 普通徴収の場合」欄の枠内に「1」と記入する

一括徴収の場合

④徴収税額
(ア) 特別徴収税額(年税額)
特別徴収税額通知書に記載のある異動者の年税額を記載する。
(イ) 徴収済月及び徴収済額
異動者の税額を何月分まで特別徴収するか記載し、特別徴収を行う合計額を記載する。
(ウ) 未徴収月及び未徴収税額
何月分から一括徴収を行うかを記載し、(ア)から(イ)を減じた金額を記載する。
記載例の場合
(ア)年税額120,000円(月割額10,000円)のうち、(イ)6月から1月までの8カ月分(80,000円)を特別徴収しているため、(ウ)未徴収月は2月から5月分までの4カ月分(40,000円)となります。

⑤異動日・異動事由等
異動年月日
退職日等の異動年月日を記載する。
異動の事由
事由に該当する数字を枠内に記載する。また、「7.その他」を選択する場合は、必ず事由・理由欄に切替を行う具体的な理由を記載する。
未徴収税額の徴収方法
④徴収税額の(ウ)未徴収税額の徴収方法について該当する番号を記載する。
記載例の場合
令和5年1月31日付で退職し、未徴収税額の徴収方法を一括徴収として切替を行うため、異動の事由が「1.退職」、異動後の未徴収税額の徴収方法が「2.一括徴収」となります。

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者 指定番号	法人番号	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
所在地	フリガナ	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要 右から 番号を 記入
フリガナ	氏名又は名称	担当者 氏名	担当者 電話
フリガナ	氏名又は名称	担当者 連絡先	内線 ()

⑥一括徴収の場合	理由	徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 2 月分(翌10日納入期限分) 納入します。
	2 右から 番号を 記入	2 月 20 日	40,000 円	

③普通徴収の場合	理由	※市町村記入欄
	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

⑥一括徴収の場合
理由：一括徴収を行う理由に該当する番号を記載する。
徴収予定日：一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給予定日を記載する。
徴収予定額：一括徴収を行う予定額((ウ)未徴収税額と同額)を記載する。
納入月：一括徴収した税額を何月分として納入するか記載する。
なお、退職日が1月1日以降の場合、一括徴収が義務付けられています。
記載例の場合
退職日が1月1日以降のため、理由の2に該当します。
2月20日に支払われる給与から一括徴収を行い、2月分として納入する際の記載となります。

普通徴収切替の場合

記載例

太線の中を記入してください。

給与支払報告 給与と支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

意 3 2 1
「1」給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」
と記入するとともに、「1.特別徴収の継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
「2」一括徴収の場合「徴収予定日」には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
「3」一括徴収の場合「徴収予定日」には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

武蔵村山市 長 殿	所在地	①特別徴収義務者 特別徴収義務者の所在地・名称・法人番号を記載する。			特別徴収義務者 指定番号 宛名番号
令和 年 月 日 提出	フリガナ				所属 氏名 電話
	氏名又は名称				②担当者連絡先 異動届出書を作成した方の連絡先を必ず記載する。
	個人番号 又は法人番号				連 担 当 者 先
フリガナ	給与	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)	異動 年月日
氏名	受給者番号 (整理番号)	120,000	6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	異動 事由
生年月日	1月1日 現在の住所				1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 事由・理由
個人番号	異動後の住所		50,000	70,000	異動後の未徴収 税額の徴収方法
受給者番号 (整理番号)					1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1月1日 現在の住所					
異動後の住所					

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先	特別徴収義務者 指定番号	法人番号	所属 氏名 電話	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地		担当 氏名 電話	受給者 番号
	フリガナ		内線 ()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	氏名又は名称			右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) 円 納入します。
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	月 日	円	
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			

3. 普通徴収の場合

理由	※市町 記入欄
1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
3. 死亡による退職であるため	

④徴収税額
(ア)特別徴収税額(年税額)
特別徴収税額通知書に記載のある異動者の年税額を記載する。
(イ)徴収済月及び徴収済額
異動者の税額を何月分まで特別徴収するか記載し、特別徴収を行う合計額を記載する。
(ウ)未徴収月及び未徴収税額
何月分まで普通徴収に切替を行うかを記載し、(ア)から(イ)を減じた金額を記載する。
記載例の場合
(ア)年税額120,000円(月割額10,000円)のうち、(イ)6月から10月までの5カ月分(50,000円)を特別徴収しているため、(ウ)未徴収月は11月から5月分までの7カ月分(70,000円)となります。

⑤異動日・異動事由等
異動年月日
退職日等の異動年月日を記載する。
異動の事由
事由に該当する数字を枠内に記載する。また、「7.その他」を選択する場合は、必ず事由・理由欄に切替を行う具体的な理由を記載する。
未徴収税額の徴収方法
④徴収税額(ウ)未徴収税額 の徴収方法について該当する番号を記載する。
記載例の場合
令和4年10月31日付で退職し、未徴収税額の徴収方法を普通徴収(本人納付)として切替を行うため、異動の事由が「1.退職」、異動後の未徴収税額の徴収方法が「3.普通徴収(本人納付)」となります。

⑥普通徴収の場合
普通徴収切替を行う理由に該当する番号を記載する。
理由に該当しない場合、普通徴収切替は行うことができないので必ず記載する。
なお、退職日が1月1日以降の場合、一括徴収が義務付けられているので、5月31日までに支払われる給与等が未徴収税額を下回っている場合を除き、普通徴収に切替をすることはできません。
記載例の場合
退職日が12月31日以前のため、理由の1に該当します。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

武蔵村山市長 殿 令和 年 月 日提出	給与支払者 特別徴収者	所在地												特別徴収義務者 指 定 番 号				
		フリガナ												宛 名 番 号				
		氏名又は名称												担 連 当 絡 者 先	所 属			
		個人番号 又は法人番号																
													電話	内線 ()				
給 与 所 得 者	フリガナ												異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由 1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 事由・理由	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
	氏 名																	
	生年月日																	
	個人番号																	
	受給者番号 (整理番号)																	
	1月1日 現在の住所																	
異動後の 住 所																		
		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	月 月	年	月	日										

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	法人番号											新しい勤務先へは、月割額 _____円を
	所 在 地												_____月分(翌月10日納入期限分)から	
	フリガナ												徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	氏名又は名称												受給者番号	
													納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理 由 <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由 <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒208-8501 東京都武蔵村山市本町1丁目1番地1 武蔵村山市役所 市民部 課税課 市民税係

御注意
 1 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄中の「1」と記入するとともに、「1」、特別徴収の継続の場合、「1」に必要事項を記載してください。
 2 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、本人から一括徴収の申出がなくとも、一括徴収することが義務付けられています。
 3 「2、一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村
使用欄

令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 武蔵村山市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 _____										特別徴収義務者 指 定 番 号	新規の場合、納入書(要・不要)	※市町村ごとに異なります
		フリガナ													
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係	
		代表者 職 氏 名												氏名	
		法人番号													電話

給与所得者	フリガナ											旧姓	普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 〕 期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への 切替ができません。
	氏 名													
	生年月日	年 月 日											特別徴収 開始予定月	月分(月 10日納期分)から 特別徴収を開始します。
	1月1日現在の住所												届出理由	1. 入社 2. その他()
	現在の住所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。											月割額 の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

【添付書類】

- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。) ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

※市記入欄	
<input type="checkbox"/>	先行発送(通知書・納付書 /)
<input type="checkbox"/>	月割額連絡(/ 様)
<input type="checkbox"/>	他市回送(/ 宛)
<input type="checkbox"/>	他()

【提出先】 〒208-8501 東京都武蔵村山市本町1丁目1番地の1 武蔵村山市役所市民部課税課市民税係

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 武蔵村山市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 - ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごと に異なります
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者 職氏名												氏名		
		法人番号														

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日 令和 ____年 ____月 ____日

事項	変更前(旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地 (送付先)	〒 -	〒 -
フリガナ		
名称		
電話番号	- - (内線)	- - (内線)
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()	

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		※市町村ごと に異なります
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	指定番号	※市町村ごと に異なります
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。	指定番号	※市町村ごと に異なります

統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 -										特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごと に異なります
	フリガナ												
	名称												
	電話番号	- - (内線)											
	法人番号												

【提出先】 〒208-8501 東京都武蔵村山市本町1丁目1番地の1 武蔵村山市役所市民部課税課市民税係

退職所得に係る市民税・都民税納入申告書

武蔵村山市長 殿

令和 年 月 日 提出
令和 年 月分 (翌月10日納期限)

退職手当支払金額												
特別徴収税額	市民税											円
	都民税											円
地方税法第50条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。 (特別徴収義務者) 住所又は所在地 〒 -												
氏名又は名称												
連絡先		() -										
法人番号又は個人番号												
お手数ですが、該当者の氏名等内訳をご記入ください。												
氏名					氏名							
1月1日現在住所					1月1日現在住所							
勤続年数	年				勤続年数	年						
支払金額	円				支払金額	円						
特別徴収税額	市民税	円				特別徴収税額	市民税	円				
	都民税	円					都民税	円				